

令和3年加茂市議会12月定例会会議録(第3号)

12月13日

議事日程第3号

令和3年12月13日(月曜日)午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

森 友和君

1. 加茂市の今後の都市像について

中沢真佐子君

1. 県立加茂病院の充実と「県立」としての運営継続を再度求める
2. 特別障がい者手当についての情報発信・広報の強化を

○出席議員(18名)

1 番	森 友和君	2 番	大橋 一久君
3 番	橋本 昌美君	4 番	中沢 真佐子君
5 番	三沢 嘉男君	6 番	白川 克広君
7 番	佐藤 俊夫君	8 番	大平 一貴君
9 番	浅野 一明君	10 番	滝沢 茂秋君
11 番	森山 一理君	12 番	山田 義栄君
13 番	中野 元栄君	14 番	安田 憲喜君
15 番	樋口 博務君	16 番	安武 秀敏君
17 番	樋口 浩二君	18 番	関 龍雄君

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長	藤田 明美君	副市長	五十嵐 裕幸君
総務課長	明田川 太門君	企画財政課長	車谷 憲繁君
税務課長 会計課長	目黒 博之君	農林課長 農業委員会 事務局長	大竹 久範君
商工観光課長	吉田 裕之君	市民課長	智野 賢一君

環境課長	石附敏春君	こども未来課長	井上毅君
健康福祉課長	藤田和夫君	建設課長	宮澤康夫君
上下水道課長	土田修也君	加茂市介護・看護支援センター所長	佐藤正直君
教育長	山川雅己君	教育委員会 庶務課長 文化会館長	草野智文君
教育委員会 学校教育課長	北原利章君	教育委員会 社会教育課長	有本幸雄君
教育委員会 スポーツ振興課長	五十嵐卓君	監査委員 事務局長	齋藤美佐子君

○職務のため出席した事務局員

事務局長	大野博司君	次長	坂井恵里君
係長	石津敏朗君	主査	吉田和実君
嘱託速記士	山田真織君		

午前9時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第3号に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（滝沢茂秋君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 1番、森友和君。

〔1番 森友和君 登壇〕

○1番（森友和君） 1番、れいわの風、森友和でございます。令和3年12月定例会に当たり、加茂市の今後の都市像について一般質問いたします。

ちょうど1年前の令和2年12月定例会において、加茂市における都市計画と景観計画についての質問をいたしました。1年がたち、加茂市総合計画も策定されました。改めて質問いたします。

1つ、新潟県都市計画マスタープランにおいて、加茂都市計画区域マスタープランで加茂市の都市計画は示されていますが、これをもって加茂市の将来像をイメージするには詳細性が十分ではないのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

1つ、令和2年12月定例会における私の一般質問に対しての答弁にて、加茂都市計画地区計画による建築物の制限に関する条例については規制を緩和する方向で、また加茂市自然環境保全条例については変更及び廃止は考えていただけないとの御意見を伺いました。また、加茂市総合計画が作成されました今、市

民が希望する加茂市の像及び市長の見解として、加茂市の各地域について、それぞれどのような将来像を持っておいででしょうか。全域についてはなくとも、特定地区についての具体的なイメージ等があればお聞かせください。

1つ、加茂市の宅地開発について。加茂市内において、宅地開発を行うことで良好な成果が出るのが期待される地区を把握されていますでしょうか。把握している場合は、それはどのような方法で特定されていますか。また、今後宅地開発を進めることを検討している具体的な地区はありますか。

1つ、加茂市が今後、市内外の人々から魅力ある地域として認識してもらうために、独自の美しい景観をつくっていくことは重要であると考えます。景観法にのっとりた形、また景観法にのっとりた形ではなくとも何らかの指針を持って魅力ある景色をつくっていくことは必要ではないでしょうか。お考えをお伺いいたします。

1つ、アダプトプログラムについて、現在要綱等の作成についてはどのような状況でしょうか。壇上からの質問は以上でございます。

〔1番 森友和君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 森議員の御質問にお答えします。

初めに、加茂都市計画区域マスタープランについて説明します。加茂都市計画区域マスタープランは、新潟県が加茂、田上地域において広域的に一体性を確保するため配慮すべき方針について策定した計画です。主な内容は、都市づくりの基本理念などの都市計画の目標、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針、自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針です。

森議員が言われる加茂市の都市計画の将来像の詳細については、この加茂都市計画区域マスタープランと、このたび策定した加茂市総合計画に基づいた加茂市の将来構想を考慮した加茂市マスタープランで策定していくこととなります。

加茂市マスタープランの内容としては、加茂市としてのまちづくりの理念や都市計画の目標、目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針などの全体構想、あるべき市街地像、地域像、実施されるべき施策などの地域別構想であり、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下、加茂市の都市計画の方針を定めることとなります。

策定については、来年度、加茂市マスタープランの策定に着手したいと考えています。策定までには数回の地域懇談会や検討委員会、都市計画審議会を経て策定していくことになり、期間は、他市町村の例では2か年程度かかる見込みです。費用は約4,000万円かかる見込みのことから、社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）を活用し策定したいと考えています。現在、交付金事業で実施可能かどうか、全体計画の変更を含め新潟県と協議中です。

次に、加茂市の各地域について、どのような将来像を持っているかとの御質問ですが、具体的には、先ほど述べたとおり、加茂市マスタープランの中で作り上げていくこととなります。

次に、加茂市の宅地開発についてです。現在、加茂市として新たに宅地開発を行う計画がないことから、良好な成果が出るのが期待される地区の把握はしていません。同様に、今後宅地開発を進めることを検討している具体的な地区もありません。まずは、若宮住宅団地等の保有土地の売払いが先決であると考

えていますので、今後も情報の発信に力を入れ、保有土地の売払いをより一層促進していきたいと考えています。

次に、独自の景観をつくっていくための指針の必要性についてです。令和2年12月定例会でも答弁したとおり、加茂市は新潟県景観計画区域に位置しています。仮に景観法に基づき計画や条例を市独自に策定することになれば、よくも悪くも住民に規制を強いることにもなりかねません。このことから、市民、事業者などの要望等があれば、地域住民、事業者と協力し、魅力ある景観をつくっていくことが望ましいと思います。

次に、アダプトプログラムについてです。アダプトプログラムは、市民と行政が協働で進める新しいまち美化プログラムです。加茂市における導入の進捗状況ですが、担当課では、先進事例のある三条市への視察を実施し、その内容を参考に要綱案を作成しています。今後は、庁内関係部署とのすり合わせを行い、令和4年度から参加団体の募集が行えるよう準備を進めているところです。

答弁は以上となります。

○1番（森友和君） 御答弁ありがとうございます。それでは、少し質問させていただきます。

まず、加茂市マスタープラン、去年私が質問したときにも、そういった景観だとか、まちをつくっていくに当たっての何かしらの検討はしていかなければいけないという御答弁いただいていたので、それがこの加茂市マスタープランに当たるのかなというふうに理解しました。このマスタープランというのは、どういう形で作成するのか、時期的にはこれ2年ぐらい、来期から2年ぐらいかけてつくるということなのですが、どういった方がそこにいらっしゃって、どういった内容をもんでいくのか、特にその人員についてまず最初にお伺いしたいのですが。課長かな。よろしくお願いします。

○建設課長（宮澤康夫君） 策定のメンバーについてですけれども、今都市計画審議会という組織があるので、恐らくそこが、そういう方たちが一応主体となるメンバーになるかというふうに考えております。

○1番（森友和君） 現在既にある都市計画審議会のメンバーそのままいく感じになるのでしょうか。

○建設課長（宮澤康夫君） 具体的にはちょっとまだ検討するところなのですが、そういう団体、審議会を持っておりますので、それを一応参考に考えていきたいと思っております。

○1番（森友和君） せっかく新しく加茂の総合計画が策定されて、それに沿って進めていく都市計画というのでしょうか、こういったそれぞれの地域の計画をつくることになるのかなと思うのですが、やっぱりなるべく新しく、これは同じメンバーが重複してもいいわけですが、再任という形で重複してもいいと思うのですが、やはり様々なところの知見をここには集積していかなければいけないのかなと思うと、ぜひそのメンバーについては十分検討いただきたいなと思っています。その中に、可能であれば専門家として例えば都市工学であったり、景観工学みたいな、いわゆるまちづくり、ランドスケープなんかをつくっていく、景観をつくっていく専門家のような方がいるとまたそれぞれの地区のいわゆる専門家から見た生かし方だとか、注意すべき点なんかも出てくると思うのですが、その辺はいかがでございましょう。今現状のお考えだけでも結構なのですが。

○副市長（五十嵐裕幸君） やはりこのマスタープランをつくるに当たっては、今議員おっしゃったように、そういった専門家の知見というのはやっぱり大事だと思いますので、景観法等に詳しい方とか、あるいはまちづくり等に詳しい方、専門家の方を入れながらその御意見を聞いて、それと北越の小京都とか、

それこそ健康、教育、文化等に力を入れていくという総合計画の1つ形が決まったわけですので、それらを、北越の小京都と合わせて加茂らしいまちづくりをやっていくにはどうしたらいいかということを考えてられるような方たちと若い方たち、そういう方から入っていただいて、ワークショップなどを積み重ねてつくっていくというような形にしていかなければいけないのかなと。これは全く漠たるものですが、そんなふうを考えているところです。

○1番（森友和君） ありがとうございます。若い方々とのワークショップとおっしゃられたのですが、ぜひ、事景観に関してはやっぱり短期的にどうしてもその成果が見えてこない都合、10年、20年、30年と非常に長いスパンで考えていかなければいけないところなので、今こうして私ここにいますが、恐らくその計画した景観があったとして、それが完成してくれるのは私がもうここには立ってられないぐらいよぼよぼしたところかななんて思うのですけれども、ただこれは将来に、だからといって計画から完成までの期間というのは短くなるわけではないので、やっぱり次の世代、次の次の世代に向けて今の我々がしっかりと計画をつくっていくということが必要であろうと。

そして、加茂市は今何かとメディアにもすごく出る機会が増えていて、すごくいい雰囲気があるのかなというふうに感じております。また、それに合わせてやっぱりすごく各所を魅力的だというふう外部の方が徐々に認識する機会が増えてくるんじゃないかなと。これそのまま放っておくのはもったいなくて、やっぱり今スポットが当たっているこの状況をうまく利用して、内部の我々、住んでいる市民もやっぱり外に対して我々のまちってどういうふうに見えるのかということ意識する、これは外向けに観光のアピールをしろということではなくて、やっぱり対比で、この景観というのはなかなか外にない景観なのだ、例えば粟ヶ岳、河川敷から粟ヶ岳のほうを見上げるような、眺望するような、ああいう景色というのは、あの河川敷がなければまず見えない景観ですし、また本当に美しく粟ヶ岳がそびえる姿をその河川敷を奥に見上げることができるみたいな、ああいう景観というのはなかなかほかでは見られないのかなと。すると、あれをやっぱり十分生かす施策なんかが必要になってくるみたいな、そして地域の人も、じゃ河川敷ちょっときれいにしようかと、これ後の質問にもつながりますが、そういうふうに徐々に内部の意識の醸成みたいなものもできるのかなと。

少しちょっと今行政の話をしているのですが、これ景観法で何か規制するとか、答弁にもあったのですが、住民に規制を強いることにもなりかねないという景観法ということなのですが、私が必要かなと思うのは、規制というのは、目指す像があれば、それに対してちゃんと進んでいこうようにかける規制であって、その目指す像というのがある程度ないと規制も何もあまり意味がないのかなと。高い建物を建てないでくださいと、こういう色を使わないでくださいというようなものを設定すること自体があまり意味がなくて、やっぱり我々市民がこの地域のこういう景観を大事にしているとか、そういう意識を持っているという状態をつくり込むためのリードを誰がしてくれるのかと、どうやってそれを像をビジュアル化していくのかということところがすごく難しいところなのじゃないかなと。そして、大事なところなのじゃないかなというふうに考えるのですが、それはこのマスタープランでちょっとできるかどうかということ、なかなか難しいのじゃないかなと思っていて、なぜかという、加茂市マスタープランって景観だけじゃなくていろいろな都市機能の部分も含めた多分計画になると思うので、願わくば、マスタープラン策定審議会みたいな……違うな。都市計画策定審議会でしたっけ。都市計画審議会でしたっけ。都市計画審議会みたいなものとは別に、やっぱ景観の計画をつくる、もしくは景観のガイドラインをつくるような委

員会みたいなものをつくってはいかがかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長（藤田明美君） まず、今回の御質問の内容の加茂市マスタープランは、非常にやっぱり重要な計画になると思っています。まず、総合計画が最上位計画の中で、総合計画は要はソフト、ハード両方を組み込んだ加茂市の将来像を示している中で、その中で加茂市のマスタープランというのは特に、ハードという言い方はちょっと違うかもしれないのですが、要は加茂市のまちの姿をよりやっぱりクリアにしていくものになるべき計画になると思うのです。その中で私も視点が2つあると思っています、まずまちの見た目自体をやっぱり、見た目、景観と言ってもいいと思うのですけれども、どうしていくかということ、先ほどまたお話に出た都市機能を、それは要は例えば今の質問の中であると宅地はじゃどうするのかとか、もっと必要なのかとか、加茂市の中にも商業施設があったり、工業地域があったりというところを、そういった機能をこれからもこういった機能、同じように維持していくのか、もっと変えたほうがいいのかとか、そういったところの議論も必要になってくると思っています、それを今一緒にそういったところができるのかどうかというところは、すぐには答えられないところもありますので、このマスタープランを策定していく中でなかなか一緒に議論していくことが難しい場合はちょっと別に、景観と都市機能の部分というのは別にしたほうがいいのかとか、そういったところはちょっと、それも議論の1つになるのかなというふうに思っています。

○1番（森友和君） すると、このマスタープランを作成していく経過を見て、そういうものが必要であれば入れていく可能性もあると、つくっていく可能性もあるというようなお気持ちかなと、お考えかなというふうに理解いたしました。ぜひ、そういう話が上がってきたときには、そういった委員会、景観に関する指針をつくるための、これが公のしっかりとメンバーを集めたものがあるのか、市民とのワークショップでそういうふうにつくり上げていくというほうがいいのか、ちょっとそれはいろいろまだ方法はあると思いますが、ただいづれにせよ景観、なぜ私が景観、景観というふうに言うかということ、まちをつくっていくに当たって、機能側というのは行政の中の人たちというのは比較的、機能についてはすごく熟知されていて、法的にこういうものがあるとか、ここはこういう地域になっているというのを理解しているのですが、一般の市民からすると、生活する場に対して、機能よりも先に景観としてまちが入ってくるので、見た目からということにはなりますが、景観をしっかりとつくっていくということでこの加茂市に住んでいる方々がまずその土地に興味を、関心を引くことができるであろうと。これ見た目、もう本当に決して美しくないような、汚い景観というふうに私は表現しますが、統制が取れていないみたいな汚い景観の中で、でも機能は十分ですというようなまちであったとしても、やっぱりそれ魅力的とは言わないんじゃないかなと。十分な機能ありますと、すごく機能的なのですとはいえ、何か住んでいて美しくないとか、見ていて心が晴れないみたいな、そんなまちではやっぱりあってはならないと思いますので、この加茂市、ポテンシャルは十分にある。すごく美しいですし、コンパクトにそれがまとまっているいい土地だというふうに、多分これは皆さん共通の見解なのだと思うのです。このポテンシャルを十分に生かせる何かしら計画を僕はぜひつくっていただきたい。これ景観計画をつくらなければ結構大変だとは思いますが、それでも大事にしなければいけない加茂の重要な資源かなというふうに思いますので、ぜひそれ来年度マスタープランに入るときには、ちょっとそこは少し重きを置いて考えていただけるとありがたいなと。これは追って私見ていきたいと思っていますので、今後もよろしくお願いします。

そして、次に宅地のことをちょっと聞かせてください。今回、宅地についての質問ほかの議員の方から

もあったのですけれども、加茂市、今人口ががんがん減ってきていて、世帯数も減ってきている中で、新しく宅地を造成するというより、どちらかというと抜け落ちた空き家のような形になっているところをいかに埋めていくかということが、ともすると課題としてなってしまうのかなど。ただ、先ほどのまちの景観だとか、将来、20年後、30年後をどういうまちにしていこうかということを考えてときに、今ある空き家を埋めていくということだけではちょっとその計画にのらないんじゃないかなど。もちろん空き家がない、空き家は空き家で、そこにあると管理不行き届きで近所の方にいろいろ迷惑かかったり、危険が出てきたりということがあるので、これは対処しなければいけないのですけれども、将来人口が恐らくは多分減ってくるであろうと、急激にこれがV字で回復するということは見込めない中で、じゃどの地域にどれくらい人口が寄っていったら、その地区、例えば救急に詰まったそういう1軒1軒、もう30センチぐらいしか空いていないみたいな、分からないですけど、僕は建築法とかよく分からないので、でもそういうきゅうきゅうとした形で住宅を建てていくのか、ある程度ゆとりを持った区画をつくっていくとかするのか、これだけでもそのまちに移り住んでくる人もしくは内部で引っ越しをしていく、例えば次の世代が新しく引っ越していくみたいなきときに、その後出来上がってくるまちの雰囲気は全然違うのじゃないかなどと思うのです。そういう意味では、人口が減ってくるから新しく増設しないということではなくて、将来的にここにこういうふうに住んでほしいから、この地区をこういうふうに整理していこうみたいな、すごくちょっと曖昧な表現ではありましたが、そういうような計画が必要になってくるのではないかなどと思うのですが、その点、今担当課はどんなふう考えていらっしゃるのか教えてください。

○副市長（五十嵐裕幸君） 1つのエリアを指定して宅地造成を行ってというような考え方は、今現在ちょっと持っていないわけです。もしそういうやり方をしたとしても、先ほど議員おっしゃったようにV字回復で右肩上がりの人口増というのがなかなか望めない中だと、結局市内の人たちがそこに移動していくような形に結果としてなるのかもしれませんが。外から入り込む人がいっぱい来てくれば、またそれはそれでいいのですけれども。したがって、外に広がるようなまちづくりというよりは、やはり中心市街地の中に戻ってきていただく、入ってきていただくというようなことを考えていかなければいけないし、それだけ魅力ある中心市街地をつくっていかなければいけないと思いますので、やっぱりまちの中のシャッター店といいますか、そういうお店の利用の仕方みたいなものをもっともっと利用しやすいように、あるいは外から入ってきて商売する方がやりやすいように変えていくとか、まちの中に住んでいただくような方策をちゃんと取っていかないといけないのかなど。コンパクトシティーを目指しながらも、そこから外れた地域のコミュニティーみたいなものは大事にしていかなきゃいけないという、ちょっと相反するようなところはあるのですけども、そこら辺を上手に調整していかないとなかなかいいまちづくりはできていかないのかなみたいな感じはしておりますけども。

○1番（森友和君） ありがとうございます。恐らくこれ何て答えてみようかということですが、すごく難しいし、ややこしい質問を投げかけたかなというふうには自分で思っているのですけども、ただ一方で、30年後とか40年後、今ある家が壊されて建て替わってくるようなタイミングを考えたときに、計画を持ってある程度人口の流れをこちらが、どちらというか、中心側に寄せていくのか、もしくはいろんな計画の方法はあると思うのですけども、その計画性を持って宅地を誘導していった自治体と、そうではなく空き家を埋めていく、建て替えをただただ補助していく自治体とで、恐らくこれ出来上がる形は違うであろうということを経験すると、そこはやはり都市計画なのか、マスタープランに入れる内容になるのか、もう

ちょっと違う形で示していくことになるのか分からないのですが、何かしらやっぱりないと加茂市の将来の姿というのはなかなか描きづらいついかなというふうに思います。そこで、ぜひその景観と都市機能なんかをやっぱりちょっと分かりやすく示していただいて、市民が自分たちの息子、娘、そしてその子供たち、さらに子供たち、孫世代なんか、もし加茂市に住んだ場合どういうまちに住むことになるのかというのをちょっと市民としては分かっていたら、我々も理解をして、そしてそのためにこのまちの中でできることを考えていくみたいな形を取れば一番いいかなと思うのですが、それに対してはやっぱり誰かがリードしないといけないので、この加茂市で市民をリードする一番トップにいらっしゃるの市長だと思いますので、ぜひそういった思いを、これ総合計画という形だけではなく都市計画においてもしっかりとリードしていただいて、やっぱり誰かが思わないとその方向に進まない。法律だけしていけば出来る形というのは、それはそれで結果としてあると思うのですが、恐らく平均的なまちが出来上がるのです、そうすると。つまり平均的なまちというのは、恐らく法にのっとって、こういう形であれば規制をクリアしているだろうという形、ちょっとイメージがつきづらいついかもしれませんが、例えば公園みたいなものをちょっとイメージしてもらいたいと思うのですが、公園って全国にいろいろあるわけですが、公園とか河川敷とか、結構同じような形の公園というのは散見されるわけ。それは何でかという、同じ法にのっとって造っていて、それをクリアする形で造っていけば同じような景観ができていくということです。そこに対して独自性を出したいという意味で、やっぱり加茂市で景観を独自につくっていくという意識がないと、加茂市魅力的だとは、きれいだとは分かっているけど、それほかにもこういうところあるよねみたいなまちになっていく。これをぜひ避けたいという思いを込めて独自のものをつくっていただきたいと何度もここで申し上げているところなのですが、どうでしょう、市長。ちょっとふわとした質問にはなってしまうのですが、子供世代、孫世代の住むまちを今我々がどうつくるかという点についてちょっとお気持ちをお聞かせ願えないかなと思うのですが、よろしくお願いします。

○市長（藤田明美君） 基本的な考えは森議員と私は同じだと思うのですが、まず戦略なくしてこのまま、要は法律、あと県の条例とか、それに従った、意思なくまちづくりを進めていくのと、意思を持って、戦略もつくってまちづくりをしていくのでは、将来的なまちの姿は全然違うと思っています。それはマスタープランをまずつくっていかないとできていかないかなというふうに思っていて、そういった意味でも先ほどお話ししたように非常に重要だと思っています。加茂市も、先ほど栗ヶ岳の例もありましたけれども、栗ヶ岳であったり、加茂川であったり、本当に自然が豊かであることと、やはり北越の小京都と言われる景観を持っていて、それは加茂市のよさだと思うのです。その加茂市のよさを生かしたまちづくりをどうつくっていくかというのを、これは本当によく考えていく必要があると思っています。それが参考になるのは国内にもあるでしょうし、海外の都市のつくり方でもきっと参考になるところはあるのではないかなというふうに思っています。そういった意味では、先ほどお話ししたように、専門家の方の知見もお借りしながらマスタープランをつくっていくのが非常に重要だと思っています。

○1番（森友和君） ありがとうございます。すると、マスタープランでまず専門家が入るかどうかわかりませんが、ぜひ見ていきたいと思っておりますし、その専門家の知見というのが市民の皆さんと何かしら積み上げる場がさらになら、マスタープランに対してやはり市民の方の総意が専門家の声や目を通して反映されていくというところをぜひ期待して、ここは見ていきたいというふうに思いました。ありがとうございます。

そして、宅地開発については、またやはりこれもマスタープランの中でできてくるということであると理解をいたしました。戦略的と呼ばれるような内容までマスタープランでぜひ踏み込んでいただいて、おおと思うような少し具体的なところまでこのマスタープランの中で上がってくることを期待したいなというふうに思っております。大きな枠はもう加茂市の総合計画でありますので、これからできていく計画なんかはできるだけ内容が具体的に見えてくるようなプランを目指していただきたいなというふうに思いますし、私もそのためにこの場、一般質問等の場で質問していきたいと思っております。

次に、ちょうど去年、加茂都市計画地区計画による建築物の制限に関する条例と、これちょっと何か略がないかと思っておりますが、要は500平米の規制、500平米の規制と言わせていただきますが、これ去年聞いたときにも、去年は廃止の方向で考えているというふうに答弁をいただきました。今回これ上がってくるのかなと思って、ちょうどそのときに課長が1年ぐらいはかかるであろうというふうな答弁があったので、それが1年たってそろそろ上がってくるかなとも思っておりますが、現状これを外す方向で考えていらっしゃるのかどうか、ちょっとそこだけまず確認をしたいかなと。今これについてどういう状況なのかというのをちょっとお伺いしたいなと思っております。

○市長（藤田明美君） 要は商業施設の店舗の面積を500平方メートルまでに規制している条例について、今議会でも請願が上がって、それに、要は規制を緩和することに反対する請願が上がってきていますけれども、こちらの考え、市としての考えとしては、それ500平方メートルまで規制していたものを3,000平方メートルまで緩和したいという考えがあります。当初、条例そのものの廃止も検討したのですが、そもそもその規制するときの条例を制定したときに地域の声を聞いて制定したというところで、その地域の声がじゃ急に、急にということでもないのですが、変わったのかどうかというところの精査であったり、そういったところも必要であることから、急に廃止はできないのではないかとというところで、まずは3,000平方メートルまで緩和しようというふうに考えております。それについてはもちろん様々な御意見があることも承知しております。実際のところ、この間の全員協議会でしたかね、御説明したとおり、実際にその規制の網がかかっているところで、要は3,000平方メートル以上に広げたとしても、そこまでの面積があるところは実際ないわけです。そういった意味では3,000平方メートルまでにしても妥当ではないかなというふうに思っていることと、条例を完全に廃止すると、畜舎等の規制をしていたので、そういったところも全部フリーになってしまうというか、という状態にもなるので、まずは3,000までに今緩和したいという考えを持っていて、それまでちょっと手続も県のほうの審議会にもかけたりして、その手続自体はちょっと時間がかかるかなというふうに思っています。もう少し詳しい手続とかが必要であれば担当課長から。

○1番（森友和君） ありがとうございます。去年からということなので、恐らく就任当初からある程度この件については解除していく方向でお考えだったのかなというふうに理解しているのですが、1年たってそれが具体的にできてきたというところだと思います。これがまた先ほどのマスタープランとも関わってくるのかなというところだと思うのですが、要はこの条例が何をしている条例なのかというのを考えると、これ何のためのどういう意味合いを込めた条例なのかというのがいまいち、実際の対象となる区域等の広さを考えると、あまりびんとこないというか、3,000平米というのはちょうどメリア、メリアはその地区は違いますけども、メリアの延べ床数というのですか、床の面積と大体同じぐらいかというふうに思っているのですが、あの規模の施設がこの条例で対象になっている限りできることがちょっと

あるのかどうかというところで、先ほどもなかなかその面積取りづらいのじゃないかという話もあったのですが、それとこれ、あの西加茂の地区を考えたときに、これ外したとしても、もしくは今500という、さらに6分の1の状況になっているわけですが、あの地区どうしたいのだというところにかかってくるのかなど。よりいろいろな外からの店を呼び込みたい西加茂、より便利にそこに都市にとって必要な商店だけじゃなくていろんな施設の可能性はあるとは思いますが、そういうものを呼び込みたいというお気持ちがあるのかなど。それでその規制を緩和していくという方向なのかなと思うのですが、これまたマスタープランで考えますという回答もあり得るかなと思うのですが、今具体的にこの条例を組上に上げているということは、その点についての御意見があると思いますので、ちょっとそこをお伺いしたいのですが、条例のというよりは、あの西加茂の地区ってどんなふうにしたいのかというイメージがあればちょっとお伺いしたいと思います。

○市長（藤田明美君） 西加茂の地区のどこを指すのかで大分変わるのかなというふうには思っているのです。西加茂の中の網がかかっているところということになるのでしょうかね。まず、この間の全協でもお話ししたとおり、西加茂で網がかかっているところと、網はかかっていない、要は市役所のほうから403号バイパスにかけては網はかかっていないところがほとんどなわけです。全くの白地で、ただ農振地域でもあるというところもあります。そこ網がかかっているところは全く別の話だということで、今網がかかっているのは、どちらかという西加茂の国道403号線沿いのところへ網がかかっています。そこに関しては、実際もう大きい商業施設が出てくるスペースもないというところで、完全に緩和したところですごく大きいところが出てくる、要は今反対の請願も出ていますが、商店街を脅かすような商業施設は出てこないだろうというふうに私自身は考えています。その一方で、この間も御説明したとおり、本当に加茂市に近い三条市であったり、田上町に実際商業店舗ができていて、そこに加茂市の方が買物に行っているという現状を考えると、それくらいの店舗であれば加茂市に来てもいいのではないかと、かつしっかり固定資産税、税収が加茂市に入ってくるようにしたほうがいいのではないかと考えて、今このように規制の緩和をしたいというふうに考えています。なので、実質のところは本当に、特に商店街には私は大きな影響はないというふうに考えていますし、大きな商業施設を呼び込むための緩和には実際にはならないということは現実で、そこは本当に図を見てもらえば分かることだと思います。さらに、白地のところも含めてどうするのかというのは本当にマスタープランにかかってくるのではないかなと思っています。

○副市長（五十嵐裕幸君） 今市長おっしゃったとおりなのですが、そのほかにどうも加茂市のイメージというものが結構ありまして、外から企業が加茂市の中に進出できないのだ、商業施設であれば500平米以上の店は出せないのだというイメージが何か加茂市に企業が入ってくる機運を損ねているとか、そういう感じも与えますし、実際に市民の皆さんの中では、結局加茂市内でそういう店舗がなければ外へ行って買ってしまおうと。消費選択の選択肢が狭められているというところもあります。それと、当然にしてそういう店舗が出てこなければ雇用の場がないというところも1つありますし、土地を持っている方にとっては、何よりも所有権の行使ができない。例えば500平米以上の店舗を展開するような企業が入り込んでこようとして地権者に話をしたところで、結局それが貸すことも売すこともできない。そういう私権を制限してしまうという、現実にはそういうことがずっと続いてきたわけでございます。それはやはりまずいのではないかなということから、緩和したほうがよろしいのではないかと考

えているわけです。

○1番（森友和君） ありがとうございます。すると、幾つかポイントがあったかなと思うのですが、まずこの条例で具体的に規制はかかっている状態にはなっていますが、あまり効果を出している規制ではなくて、なかったとしてもあまり状況が分からない、何か無駄な規制がしいてあるみたいなちょっと印象があります。これ取ったとしてもそんなに恐らく現状何か影響があるということではないということが1つと、もう一つは、イメージのところでも今副市長おっしゃられました、住んでいる人間がこの加茂市の中により利便性の高いとか、必要となるような施設が将来的に入ってこないというイメージの下で暮らすというのは、確かにこれちょっとネガティブかなというふうに思います。ネガティブな印象を加茂に持ってしまうのかなと。住み続けることに対してですね。これ確かに何かそうなってくると先ほどの加茂の魅力というところと表裏になってくると思うのですが、今外側にいる、加茂の外にいる、もしくはこれから生まれてくる世代にとって、わざわざ加茂に住まなくてもということと、どうしても加茂がいいということと、いろんな考えがある中で、こんな規制があって将来的に望めない、何かどんどん発展していくとか、利便性が高まるということが望めないみたいな気持ちがある地域と、そうでない地域とでまず僕は差があると思うのです。実際に、それは将来の話なわけですけども、今住むに当たって、将来的にやっぱり開けていくイメージを持ちたいというのは1つあると思うのです。もう一つ、実際これはあってもなくてもあまり変わらないという条例であれば、僕はわざわざ規制をしなくても必要はないかなと思うのですが、そのところがやっぱり今後の加茂市の姿勢を示す重要な部分かなというふうに思っています。主に西加茂が中心となる、対象地域が多いのですが、この地区というのは加茂にとってもいろいろな、車でちょっとした買物であったり、用事を足すという意味ではすごく重要な部分で、通りもここが圧倒的に多いわけです。田上から三条へ抜けるとか、白根のほうに加茂大橋を渡って行くだとか、交通量も多いので、ここの利便性を高めないと加茂市の魅力は総じて下がってくるかなというふうには思いますので、これもぜひマスタープランのほうで検討には、俎上に上がるのだと思うのですが、この地区、特に西加茂側というのはどういうふうな地区にするのかということと併せて、ぜひ条例のしき方なんかはしっかり検討していただきたいですし、将来、子供の世代、我々の次の次の世代がどういう加茂市に住むかというところをぜひちょっと見据えていただいてここを検討していただくとありがたいなというふうに思っております。また、対比して、ちょっと市長から商店街の話出ましたが、商店街側というのは、あそこはあそこですごく美しいです。加茂川と平行して長く延びたあの商店街、あんなきれいなアーケードはほかの都市にはなかなかないわけで、あの地区はあの地区でまたどういう形にしていくのかというのを市がやっぱりある程度、市がというよりは、知見として専門家を交えた、先ほどの話に戻っちゃいますが、交えた形で、これがいかにすばらしいか、またどういうふうに関後この地区を、商店街並びに旧市街というのですか、あちら側、東側というのをどうつくっていくのかということが示していただけると、何か加茂市の将来像が少しずつ具体的に見えてくるのかなというふうに思いました。この条例の請願も今回上がっていますが、西か東かみたいな、市内で西にできると東に人が来ないとか、東ばかりアーケードがあったりして、何かいいじゃないかみたいな、そういう話ではなくて、市が加茂市として外に対して、または加茂市として中に住む人たちがどれだけその中で利便性であったり、生活の豊かさだったり、よい営みができるかというところを見据えているいろいろな計画を今後つくっていただきたいなというふうに思います。ここは締めたいと思います。

最後、アダプトプログラムについてなのですが、これもかねてより僕も何度か質問させていただいたのですが、景観の部分に大いに関係する重要な施策になるのじゃないかと僕は考えております。なぜかという、これ前回、去年も同じことを申し上げたのですが、景観をつくっていく、もしくはそれを維持、管理していくということになりますと、まずこれ全部公がやろうと思ったら相当お金がかかります。景観をつくっていく、眺望する景観が広ければ広いほど私有地がその景観に入ってくると。そこが美しくあるというのは、やっぱりその地権者の方は、そこに住んでられる方一人一人がどんな気持ちで過ごされていくかということに大きく関わってくると。その中で、その土地にどれだけ愛着を持って、住んでいる土地じゃなくたって、市内どこでもいいと思うのですが、ここに美しい公園があるならば、そこに対してどれだけ愛着を持って手間をかけていくかというところで、こういったアダプトプログラムの形で、いわゆるボランティアのような形で、ある程度愛着を持ってそこを管理していくということが非常に重要であろうかと思えます。お金がないのであれば、それは誰かの力を借りなければいけないと。その誰かの力を借りやすい形をつくっていききたいというのが私のアダプトプログラムにこだわる意図なのです。そこで、一応これが去年ぐらいから、去年、おとしぐらいからかな、結構アダプトプログラムについて質問しているのですが、要綱がそろそろできていい頃かなと思っていたのですが、実際もうこれ要綱は、まだちょっとできていない形なのか、もう仕上がるなという段階なのか、そこを教えてください。

○環境課長（石附敏春君） アダプトプログラムの要綱につきましては、一応案の段階のものを作成はしております。ただ、いろんなどころ、詰めなければいけないところ、各課と調整が必要などころ、その辺り合わせを今後実施して、4月には募集がかけられるような形を取りたいということで今進めておるところでございます。

○1番（森友和君） ぜひ4月には間に合うように準備いただいて、実際このアダプトプログラムの制度にのっとったというわけではないですが、今、具体的な地区でいえば八幡の桜並木、美しい桜並木の私という団体があったり、そこにはもともと桜の並木を管理するボランティアの団体があったりと、あそこ相当美しい通りですから、それを管理していこうという動きはもう既にあったりするわけです。最近、桜の並木のみならず河川敷のほう、以前ホテル川という川がありましたが、あの存在を多くの人は忘れていたのではないかなと思うのです。蛍を育成するためにというところで、すごく草が、もう信じられない量の草があったわけですが、そこが今相当きれいになったと。これもその地域の方、地域のみならず市内の方が集まって、有志で集まってそこを、相当量の草を刈り、あとは整備をして、今すごく気持ちよく歩ける場所になったと。これなんかは、アダプトプログラムまだできていないですけども、一番いい形です。まさにアダプトプログラムが目指す形です。あそこは美しい、小鳥さえずる小川と私でしたでしょうか、そういう名前で活動されているわけですけども、あれがまさに目指す1つのいい例かなと思ったのです。つまり参加されている方もすごく楽しんでいて、そしてあそこに投げられた労働力というのは相当な労働力。あれ多分、市が外注してやったら、ちょっとした金額では済まない量の作業があそこでなされたわけですが、何よりも、お話をお伺いすると、参加されている方が相当楽しんでいらっしゃる。確かに作業は大変だけれども、相当楽しんでいるのです。そういう姿こそが加茂市に愛着を持っていると、その土地に愛着を持っているという姿じゃないかなと思うのです。ぜひそういうところを広報していただいて、加茂市にはもっといろんなスポットがあって、その土地に対してもっと愛着を持っている方も潜在的にたくさんいらっしゃる、その土地に愛着を持っていたらっしゃるその方々の意思を形にするところまで何とかつな

げていただく、そこを市がリードしてくれれば、多分ああいう場所がまた出てくるのだと思うのです。ぜひそこを、アダプトプログラムにこだわるのはまさにそこをごさいます、市に何でもやってくださいという体制ではなくて、愛着を持った市民がその土地を手がけていくという、この形を取ることでひいては美しい景観が保たれるという土地になってくると思いますので、ぜひ何とか4月には、1年かかりましたが、4月には必ずや形を整えていただいて、多くの方が、そういった方が各所でそのプログラムを使っていろんな土地に手をかけていくということができるようにしていただきたいなと思います。

実際ちょっと1つ、僕これについて疑問がありまして、総合計画だったのでしょうか、途中の計画の中でアダプトプログラムの目標団体数が1となっていたのですけども、目標団体数1というのはちょっとこれ、どういう意図だったのかだけ、これ課長から上がってきているのかな、ぜひあの1の意味だけ最後ちょっと教えてください。

○市長（藤田明美君） すみません。ちょっと課長が答える前に、要綱も含めてここまで時間がかかっている理由がありまして、それがやはり各課で同じようなこと、要は地域の方で公園の整備をお願いしたりするのに委託をしていたりというところがほかの課ではあったりして、その整合性を取るのに、同じようなことをやっているのだけども、要は制度が違っているというか、そこがすごく大変なのです。それで要綱をつくるのにも時間がかかって、総合計画のときも、そのアダプトプログラムの団体をつくるのに、そのやっぱり整合性を取るのが非常に難しいというところで、ちょっと数が少なめになったというところがあります。ただ、本当に先ほど森議員お話しされたように、加茂川のホタル川であっても、やっぱり志ある方がそうやって美化のほうに手を加えてくださるというか、関わってくださることで本当に変わる、大きく変わるというところは市民の皆さんに知っていただけたところはあるのかなというふうに思っています。

○1番（森友和君） いろいろな質問をちょっと振ってしまった感じがあって、取り留めのない形になったかなとは思っているのですが、マスタープランでぜひ景観に対しての専門家、都市工学だとか景観工学の分野にさとい方をぜひ入れていただきたいという点と、あと願わくば景観計画ではなくてもガイドラインみたいなものをつくるための組織立てを、組織をつくっていただきたいという、これはお願いにはなりますが、ぜひその過程でできればお願いしたいと思います。そして、アダプトプログラムは令和4年4月からしっかりと体制がしかれるということをお伺いできましたので、これでこの一般質問、有意義であったかなというふうに思っております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて森友和君の一般質問は終了いたしました。

10時50分まで休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 4番、中沢真佐子君。

〔4番 中沢真佐子君 登壇〕

○4番（中沢真佐子君） こんにちは。日本共産党、中沢真佐子です。本日は、2つの点について一般質問を行います。

1つ目です。県立加茂病院の充実と県立として運営継続を再度求めるというものです。去る11月24日、本年度第1回の県央地域医療構想調整会議が、(1)、県央基幹病院の整備について、(2)、県央医療再編後の地域密着型病院についてを主題で開催されました。(1)については、今年1月に開催された調整会議の再確認と補足であり、(2)は、再編3病院、済生会三条病院、県立加茂病院、県立吉田病院の機能、規模について、おのおのの病院の病床数提示を含めて提案、報告されました。資料によれば、加茂病院の病床数は、緩和ケア30床を含む80床に縮減され、内科領域の慢性疾患が中心となります。80床が上限のうち、空き病棟は福祉、介護施設転換も想定されます。診療科は既存の12科としていますが、将来的保証はありません。

2023年度開院予定の県央基幹病院は、当初計画の変更により救命救急センターの併設がなくなり、高度、専門の三次医療は行わず、緊急度、重症度、専門性により圏域外搬送の要否を判断するとなっています。そんな県央基幹病院の手術機能に疑問を呈する下で、現在保有する加茂病院の手術機能を県央基幹病院に集約されることや、救急搬送も同病院に集中させることで加茂、田上地域の医療環境は悪化することが懸念されます。圏域内での医療完結を構築する上でも、県央基幹病院の当初計画での開院を強く求めるものです。

加茂病院に手術機能を残し、簡易な手術や骨折の整復も可能にすることなど、新装された加茂病院の資源の有効活用と、コロナ禍対応や災害拠点病院としての政策医療を行う視点からも、医師の充足による機能充実と、公設民営でなく県立としての運営継続を再度強く求めます。市長の見解を再度お伺いいたします。

2番目です。特別障害者手当についての情報発信、広報の強化を。特別障害者手当は20歳以上を対象とし、診断書に基づく判定と所得要件により支給の決定を行い、月2万7,350円が支給される国の制度です。重度の障害（身体、知的、精神）により日常生活に常時介護を必要とする在宅療養者（自宅、グループホーム、ショートステイ、サービス付高齢者住宅）が対象です。特別障害者手当は、障害者手帳を持っていなくても要介護4と5の人にも適用される可能性があることは十分周知されていません。昨年12月2日の衆院厚生労働委員会で、日本共産党の宮本徹議員の質問に、当時の田村憲久厚労相が「障害者手帳がないともらえないと勘違いしている人も多い。実際は、国が示す障害認定基準に従い、医師の診断書で判断する」と述べています。

加茂市において特別障害者手当の適用となっているのは何人でしょうか。そのうち何人が障害者手帳をお持ちでしょうか。現在、要介護4と5の方はそれぞれ何人でしょうか。どのような方法で対象者に周知されていますか。受給対象者が受給の機会を逃すことがないように、リーフレットを作成して地域包括支援センターや居宅介護支援事業所への周知を図るなど、積極的な情報発信が必要と考えますが、いかがでしょうか。

壇上での質問はこれで終わり、以降は発言席から発言いたします。

〔4番 中沢真佐子君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 中沢議員の御質問にお答えします。

初めに、加茂病院についてです。11月24日に開催された県央地域医療構想調整会議では、1、県央基幹病院の整備、2、県央医療再編後の地域密着型病院についてを議題として開催され、県央基幹病院の整備につきましては、進捗状況及び今後の予定について説明がありました。

県央基幹病院は、県央地域の患者さんは県央で診るというミッションの下、県央圏域内の救急医療、急性期の入院医療、専門医療及び手術機能を集約する役割であるということと、ハード面では、救急を意識したハード整備、ICT活用の医療システムの導入や感染症対策に工夫した設計で、令和5年度の開院に向けて整備が進められているとのことでした。

次に、県央医療再編後の地域密着型病院については、地域密着型病院の機能、規模についての説明があり、県央医療再編後は、県央基幹病院を軸として、加茂病院、吉田病院、済生会三条病院が地域密着型病院として、基幹病院と連携して二次医療圏の慢性期、回復期の患者さんを支える役割として機能することです。

それぞれの病院の入院規模については、高齢者を中心に様々な疾患、病状の入院需要に対応した病棟機能を持ち、必要病床数は、再編対象病院の内科系の入院患者実績、県央基幹病院からの転院患者等の医療需要や地元市町村の人口規模等を考慮した結果、1、加茂病院は緩和ケア病棟30床を含む80床程度で、空き病棟については福祉や介護施設への転換、2、吉田病院は小児慢性病棟15床を含む110床程度、3、済生会三条病院は120床程度にしたいという案と、外来規模については、現在の診療科目を維持することを基本に、加茂病院12科、吉田病院10科、済生会三条病院11科で、地域に必要な機能とするという案が示され、会議で合意されました。

また、地域密着型病院では、救急については、平日日中のかかりつけの患者さんの急変について対応し、手術は行わず、健康診断や人間ドックの受入れは維持、拡充したいとのことでした。今後、地域密着型病院の機能転換に向けた準備や、県央基幹病院との連携体制構築に向けた議論などが進展していくものと考えています。

令和5年度開院予定の県央基幹病院は、当初の計画から公立・公的病院の急性期機能を集約し、病床規模については、急性期患者数などの医療需要と将来推計により450床から400床に、救急医療についても、高次救急のみを受け入れる救命救急センターの併設ではなく、様々な重症度、疾患の救急を受け入れる断らない救急（ER救急）にすることに見直しを行いました。重症患者の診断と中等症、軽症は県央基幹病院に搬送されるようになり、圏域外の搬送は、これまで25%であったのが5%に改善される見込みです。県央基幹病院は、県央地域で救急を受ける拠点として整備される重要な病院であり、この病院を中心として県央医療圏の医療体制が確立され、加茂、田上地域の医療環境も発展するのではないかと考えています。

最後に、私は以前から、加茂病院の運営が公設公営、公設民営どちらでも地域医療がよくなることが重要と思っており、加茂病院がたとえ公設民営となっても県立病院であることは変わりがないと申し上げています。県央基幹病院の開院を軸とした県央地域各病院の役割分担については、県央地域の医師会長、民間、公的、公立病院長や市町村の担当課長などで構成する県央地域医療構想調整会議で合意されていますが、加茂病院の医師の充足などの機能の充実については、機会を捉えて要望していきたいと思っております。

次に、特別障害者手当についての情報発信、広報の強化についてです。まず、特別障害者手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2の規定に基づき、精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上で在宅の特別障害者御本人を対象としています。重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給し、特別障害者の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。20歳未満の方は、同法律第17条の規定に基づき、重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給し、特別障害児の福祉の増進を図ることを目的とする制度として障害児福祉手当があります。それぞれ支給される手当の額は、令和3年度の支給額で、特別障害者手当が月額2万7,350円、障害児福祉手当が月額1万4,880円です。

特別養護老人ホームや障害者支援施設等の施設に入所されている方、継続して3か月を超えて入院をしている方は特別障害者手当、障害児福祉手当の支給の対象となりませんが、グループホーム、有料老人ホーム、介護老人ホームやショートステイなどで施設に入所されている方は、法令等に規定する施設に含まれず、支給の対象となります。また、介護老人保健施設や介護医療院などについては、入院の場合と同様に、継続して3か月を超えて利用される場合は対象となりません。

著しく重度の障害のある方への手当支給制度であるため、主に障害が重複されている方が対象とされておりますが、その障害の程度認定については、原則として医師が記載する認定診断書の記載内容により認定されるため、障害者手帳の所持は支給要件ではありません。

令和3年12月1日時点で加茂市において特別障害者手当を受給されている方は24名、障害児福祉手当を受給されている方は4名となっています。また、特別障害者手当を受給されている方については、いずれも障害者手帳を所持されています。さらに、特別障害者手当を受給されている方のうち、介護認定を受けている方は10名で、内訳は、要介護2の方が2名、要介護3の方が2名、要介護4の方が4名、要介護5の方が2名です。

特別障害者手当や障害児福祉手当の制度の周知は、加茂市暮らしの便利帳への記載のほか、手帳の交付を受ける方については、手帳交付時にお渡しする各制度の案内の中で特別障害者手当についても記載しており、必要と思われる方には御案内をしております。障害者手帳の交付を受けずに要介護認定を受けた方を対象とした周知はこれまで行ってきていなかったため、障害者手帳を持っていないと特別障害者手当がもらえないと誤解を生じていることも考えられます。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の関係機関と協力しながら、必要な方へ情報が届くように対応していきたいと思っております。

答弁は以上です。

○4番（中沢真佐子君） まず、今回の定例会の初めの市長の挨拶のときに、11月9日と11月10日に病院局と、それから燕労災の遠藤先生でしょうか、が話し合いに見えたということをして市長が話されましたけれども、どういう内容の話だったのか伺います。

○健康福祉課長（藤田和夫君） まず、11月10日なのですけれども、今燕労災病院長の遠藤院長が来庁されました。その際、県央基幹病院の進捗状況ですとか今後の予定について説明がありまして、こちらのほうからは、誰も分からない、市民の方が分からない中で動いているという感じがありますので、ぜひ説明会を開催してくださいという要望をして、了解を得たというところがございます。また、11月のその前の日、11月9日には病院局の課長さんともう一人、2人の方が来庁されまして、加茂病院の今の進捗状

況について、地域密着型になるということで、その進捗状況の説明がありました。こちらからはまた、住民の方が何も分からないというところで動いているという感がありますので、随時説明会の開催ですとか、今後のスケジュールについてよく情報発信してくださいという要望をいたしまして、了解を得たというところがございます。

○4番（中沢真佐子君） 説明会の具体的な日にちの提示とかは、というか、いつ頃とか、どういう内容とか、そういうことはありましたか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 具体的な日にちですとか、そういったのはございませんでした。やり方ですとか、そういったのは今検討しているということで、どういった方向でやりたいかということは県のほうでよく今検討しているというところがございます。

○4番（中沢真佐子君） 私をはじめとして、加茂病院の情報を得るのは、まずはメディアからという状態ですので、聞きたいことも聞けないし、以前は県の福祉保健部のオンラインの説明会がありましたけれども、こちらからの意見を伝えられるような、オンラインですのでね、ものではなかったし、説明会というものをぜひできるだけ早くに、コロナが落ち着いている間にやっていただけたらと思います。

もう一点、加茂病院は168床から80床に減るわけです。そのうち30床が緩和ケア病棟ですので、ある程度目的のある病棟です。自由に使える病棟は50床ということに実際はなると思います。これは県央地域医療構想調整会議の資料にあったのですが、加茂市と空き病棟を福祉や介護施設に転換するという計画であるということがありましたけれども、そういう具体的な話はあったのでしょうか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 県の資料では、加茂病院が今168から今後80、緩和ケア病棟30床を含む80床と。残り88については介護病棟に転換するということが案が示されて、一応合意を得たというところがございますが、どういった介護施設にするとか、そういったのは具体的にはまだ示されていないところがございますので、その辺につきましては地域医療構想調整会議等でまた議論していくということがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○4番（中沢真佐子君） じゃ、病院局と市との具体的な話はまだということですね。

あと、今回、医療構想調整会議でベッド数の削減とかが決まったわけですが、それは決まる事前に市のほうには何か説明がありましたでしょうか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 今回、11月24日の医療構想調整会議で一応合意を得たということでございますが、その前に、先ほど私申し上げました11月9日の日に一応県の病院局、こちらのほう来られてまして、私、説明会とかということで要望しましたけども、その際にこういうふうにするという説明はございました。

○4番（中沢真佐子君） 県病院局と市とのことを私が伺うのは、例えばこれから民営化という話が進んでいった場合、例えば今12の診療科を維持しているけれども、この中の1つを維持できなくなったと、そういうようなときにちゃんと連絡がもらえる体制になっているのかというようなことを心配するわけで、それはいかがでしょうか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 今現在、県の病院局並びに地域医療政策課、そういうところともかなり連絡を密にしておりますので、その情報共有についてはしっかりしているところがございますので、もし万が一そういった、今中沢議員がおっしゃった事態にならないということが一番だと思いますけども、そうなったときは事前にそういった情報をいただくということになっていると思いますので、またその際はよ

ろしくお願いしたいと思います。

○4番（中沢真佐子君） 市長に伺います。今回、ベッド数の削減という話に今なっているわけですが、それと手術機能は基幹病院に、そして救急も二次救急告示もしないということになりましたけれども、このことについては住民にやっぱり大きな影響を与えると思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（藤田明美君） 加茂病院の機能が大きく変わっていくということは、地域の住民の皆さんも不安に思うところがあります。この病院にかかわらず、何事も変化していくときはやはり不安に思うところもあると思うのです。そのためにもやはり説明を尽くすということが非常に大事だと思っていますので、なぜ今加茂病院はこうに変わろうとしているのかということ、それは県でしか説明ができませんので、そこは県に強く求めていきたいというふうに思っているところです。まず一番大事だと思うのは、県中央医療圏で考えたときに、県中央基幹病院がしっかりまず機能、医師が充足されてしっかり機能していると。そこを踏まえて加茂病院の機能が決まるところもありますので、要は加茂病院も手術もしてほしい、救急も取ってほしい、それ思いはすごく分かります。よく分かるのだけれども、じゃ加茂病院もそっち、県中央基幹病院もどちらも中途半端になってはいけないというのがこの医療再編の考え方だと思うのです。どちらも中途半端になるのではなくて、まずじゃ県中央基幹病院がしっかり機能すると。強化されることで結果として加茂病院も機能するのだというふうに私自身は考えております。

○4番（中沢真佐子君） 加茂病院の院長先生と話す機会もありましたけれども、やはり加茂病院も吉田病院も、ほかの病院も独自で救急体制を維持するのが大変難しいと。断らざるを得ないこともあると。そして、圏域内の病院で、例えば三条でも燕でも受け入れられなくて、それで加茂に回ってくるようなこともあるのが今の県中央域の救急の現状で、医師がいないの、医師が足りない、それで基幹病院に集約するという手しかないというお話は聞いておりますけれども、医師が足りないという現状追認をしますと展望は開けないのじゃないかというふうに思って、これ大変な問題、医師を増やさないといけないという大きな問題で、大きな取組になるのだろうというふうには考えておりますけれども、具体的に住民の方は高齢化が進んでおります。人口の推計とかを見ますと、2025年には75歳以上の方たちが22%になると。それで、外来受診とか病院受診の数をみると、やはり70代の方、70歳から外来は大幅に増えるし、外来受診の回数は、そして75歳から入院の回数は増えると、そういうデータがあります。例えば私が知っているのは、留置カテーテルといたしまして、おしっこが自分で管理できないので、常時管を入れて管理されている方とかが介護されている方などにもいますけれども、やはりそういう方たちは定期的に、それが閉塞して出なくなったり、詰まったりするわけです。そういうときにちょっと加茂病院でそういうのを管を替えてもらうとか、そういう普通の先生、どの先生でもできるような、そういう処置ができるように、そういう救急の機能が必要な人たちがやはり増えてくると思うのです。基幹病院に行ってちょっと手術をして、よくなったら戻ってくるというのは、簡単なことではありますけれども、例えば独り暮らしの方とか、そういう方たちは一つ一つがとても大変なことなので、そういう住民の方たちがやはり足がなくてもちょっとタクシーで行けるとか、そういう日常的なことを考えても、ぜひ加茂病院の中にそういうちょっとしたことを診てくれるような機能が必要ではないかというふうに考えております。

県は、12月定例会に、吉田、加茂の指定管理者制度を導入するために必要な規定を定める条例改正案を提出しました。今回の12月議会でそれが採択されれば加茂病院の民間への委託などの話が進んでいく

だろうと、職員の方たちの動き方とかも具体的になっていくだろうというふうなお話なのですけれども、このことに関して、県の厚生環境常任委員会において日本共産党の遠藤県議の質問がありました。加茂、吉田病院の病床削減は大変大きな削減であると指摘しまして、さらにこの2病院はコロナ感染症の受入れにおいても貢献をした病院であると。県立であればこそ感染症患者の受入れができたとも言える。病床数の削減などで病床の余裕がなくなり、公設民営によって感染症の受入れができなくなる心配がある。余裕を持った病床の維持が必要と遠藤議員は指摘しました。これに対して病院局は、余剰病床を持つことは不効率で、経営に悪影響が出る。感染症の回復期の受入れなどは全国的な病院でも対応しており、公設民営後も県立病院として維持するので、その役割を果たすことに変わりはないという答弁でした。これについて、加茂病院は今回50床プラス30床になりますけれども、先日のコロナの指定病院では、加茂病院は13床のベッドを準備することになったとのことですので、こういうベッドが少なくなって、そういうちゃんとした受入れができるかと、そういう心配もするわけですが、余裕を持った病床をやることは不効率で、経営に悪影響が出るという、こういう返答は、市長はどのように思われますでしょうか。

○市長（藤田明美君） 私自身は病院の経営にすごく詳しいわけではないのですが、一般的に考えられることとして、余裕を持った病床、特にこのコロナ禍でできるのであれば、もちろんそれはそれでいいことなのだと思います。地域の人にとっては安心できることだと思います。ただ、一方で、その中で経営が苦しくなって病院が継続できなくなってしまったら、それはそれで本末転倒なことではないかと思えます。そのバランスをうまく取っているところが県の方針なのではないかなというふうに私自身は理解しています。

○4番（中沢真佐子君） もちろんバランスの問題だと思いますけれども、県立病院というのは採算の合わない救急だとか、僻地だとか、そういうものを受け持っているわけで、ここに令和元年の県立病院の決算状況がありますけれども、加茂病院はいつも赤字体質だと、局長からいつもそういうふうに指摘を受けております。実際令和元年度もマイナス決算ですけれども、12ある県立病院、今12県立病院があります。松代、柿崎、津川、妙高、坂町、加茂、十日町、中央、吉田、がんセンター、がん予防センター、新発田精神医療センター。その中でも加茂のマイナス損益は12番目です。吉田は10番目です。一番県からの繰入金が多いのは新発田です。そして、平成28年でしたか、魚沼基幹病院が開院しましたけれども、あそこは公設民営というかどうかちょっと微妙ですけど、あそこは開院以来毎年30億以上の県からの繰入金が入っております。県立病院というのはやはり、もちろん改善していかなくてはなりませんけれども、赤字が出るのはやむを得ない面があるのじゃないかというふうに思って、やはり災害があったとか、そういうときに力を発揮するのは県立じゃないかというふうに思います。公設民営でも県立病院だと言いますが、それはやはり直接運営よりはるかに自由度のないことになると思いますので、やはり今のコロナ感染症、それから災害の多発というときの地域の病院として、ぜひ加茂病院をそういう県立の病院として残していくことも重要じゃないかというふうに私の考えを述べさせていただきます。

あと、県央基幹病院についてですけれども、県央基幹病院は救命救急センターがないわけですが、救命救急センターがないのは県央域と佐渡地域のみです。これではやはり研修医を呼び寄せるような、最初の頃言われていたようなマグネットホスピタルになるというような機能が果たせないのではないかと心配するものです。また、県央基幹病院は400床で5,000から6,000の救急患者を受け入れる計画になっておりますけれども、まずは基幹病院がファーストタッチして振り分けるということですが、

も、患者が押し寄せて混乱を招くのではないかという心配がされます。長岡日赤病院は、600床で年間4,000から5,000の受入れを行っておりますが、2019年度、救急患者受入れは1万7,903人です。このうち救急車で受け入れたのが4,925台です。ほかの方たちは、歩いて病院に行ったり、自分で受診したり、そういう方たちが救急車で来る方のこの年は3倍ぐらいになっているということです。あと、ドクターヘリも256件受けているということになります。新発田の基幹病院が開院時に、やはり救急患者が殺到して大混乱が起こったという話がありますがけれども、そのような事態にならないように県央基幹病院ではどういう手法を取るのか、ちょっとそういう情報がありましたら教えていただきたいと思います。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 県央基幹病院の救急体制でございますけれども、中沢議員おっしゃっていたように、当初救命救急センター併設ということでございましたが、この県央地域の医療需要ですとか救急の実績、そういうのを見た結果、救命救急センターというのは三次医療という高次医療のみを対応するという、そういったものでございまして、この県央医療圏につきましては、そういうのはごく僅かであったと。ほとんどが中等症、軽症の救急だということから、断らない救急、ER救急、そこで対応したいということで、それは全ての医療構想調整会議、医師会長ですとか各病院長等が入っている医療構想調整会議でこれは合意を得たということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○4番（中沢真佐子君） これはぜひ市も加茂病院だとか県央基幹病院だとかの連絡会議とかを通じて、住民が行ったときに混乱したというようなことがないように準備をお願いしたいと思ひます。

今回この質問をするに当たって、問題の根本は医師の不足だということがよく分かりました。そして、国は医療費が膨らまないように病床を削減して、医師の養成も削減していく方向です。医師の削減は2023年度から、今まで地域枠を増やして、この10年は医師を国の方針より多く育成してきましたけれども、2023年からはまた最初の計画どおり医師を減らしていきたいと。そうしないと2037年には医師が余ると、そういう計画から逆算しまして医師を減らすという方向を取っております。ただ、特に新潟県とかはまだまだ医師が足りない状況ですので、この根本的な問題をやはり、市の代表であり、トップである市長さんはぜひこういうことを、医師の確保ができるようにぜひ働きかけていっていただきたいと希望しまして、病院についてはこれで終わります。

あと、特別障害者手当ですけれども、私がこの質問をしましたのは、その方はもう10年以上前に特別障害者手当を受け始めた方なのですけど、その手当があるということを知って、それを自分にも支給されるようになるまでに大変苦労したという話を聞きました。その後、身体障害者手帳がなくてもこの特別障害者手当が、国の制度ですけれども、要介護度4、5の方に対しても該当する人がいるかもしれないということですので、必要な方へ情報が届くように対応していきたいという御返事をいただきましたけれども、ぜひ紙に書いたものを、分かりやすいリーフレットでもいいし、ぜひ作っていただきたいと思ひますけれども、その理由は、お医者さんでもよく制度を知らない。なじみがないという方もいらっしゃいますので、例えば該当する人が書類を持って病院に行ったときにスムーズに対応していただけるようなリーフレットをぜひ作っていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 中沢議員おっしゃるリーフレットは、作成に向けてちょっと考えていきたいと思ひます。特別障害者のほかに、いろんな手当の制度等ございますけれども、全ての受けられる人が受けられないという事態のないように周知徹底を図っていきたいというふうに思ひますので、お願ひいたし

ます。

○4番（中沢真佐子君） よろしく願いいたします。

じゃ、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて中沢真佐子君の一般質問は終了しました。

これで一般質問を全部終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時43分 散会